平成２９年（フ）第２号
広島県東広島市西条町寺家1810番地　ロッキータウンＦ棟107号
債務者　小草　成司
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８号
広島県安芸郡坂町北新地２丁目３番43―301号、住民票上の住所広島市安芸区矢野南１丁目22番８号
債務者　青木　明子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７号
広島市佐伯区五日市５丁目４番28―401号
債務者　笹森　博滿
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４号
山口県下関市秋根新町７番５―804号　新下関団地、前住所山口県下関市秋根新町７番21　206号、前々住所三重県伊勢市東大淀町２番地
債務者　中野　美樹
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
福岡県田川市大字奈良1529番地８　大浦団地県住２棟　210号
債務者　佐野　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１４号
福岡県田川市大字奈良1529番地８　大浦団地県住２棟　210号
債務者　佐野　栄一
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２９号
宮崎市大字恒久4430番地１　明信コーポ３号
債務者　川越　裕彰
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０号
宮崎市大字恒久4430番地１　明信コーポ３号
債務者　川越知佳子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２号
宮崎県都城市都元町3017番地
債務者　河南　春美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第６号
宮崎県延岡市伊形町5216番地28　ソフィア２号館　202
債務者　白石　大佑
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１０８号
鹿児島県出水市中央町1594番地　プレミールみやび106号
債務者　村平　裕介
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第８号
福井県敦賀市野神12号102番地　シティ・ライツ202
債務者　野村　友彦
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１０号
福井県敦賀市天筒町８番地の60
債務者　林田　利香
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２号
広島県呉市本通２丁目１番13―405号
債務者　岡　　直美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第５６号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目６番17号
債務者　江藤　公子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７号
富山県中新川郡立山町金剛寺92番地
債務者　押田　智美
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５５号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３　上飯田第二市街地住宅１棟232号
債務者　松本　早苗
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部